

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成19年6月14日(2007.6.14)

【公表番号】特表2002-542192(P2002-542192A)

【公表日】平成14年12月10日(2002.12.10)

【出願番号】特願2000-611910(P2000-611910)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/353	(2006.01)
A 6 1 K	36/48	(2006.01)
A 6 1 P	1/16	(2006.01)
A 6 1 P	3/04	(2006.01)
A 6 1 P	3/06	(2006.01)
A 6 1 P	3/10	(2006.01)
A 6 1 P	7/00	(2006.01)
A 6 1 P	9/00	(2006.01)
A 6 1 P	9/12	(2006.01)
A 2 3 L	1/30	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/353	
A 6 1 K	35/78	J
A 6 1 P	1/16	
A 6 1 P	3/04	
A 6 1 P	3/06	
A 6 1 P	3/10	
A 6 1 P	7/00	
A 6 1 P	9/00	
A 6 1 P	9/12	
A 2 3 L	1/30	B

【手続補正書】

【提出日】平成19年4月17日(2007.4.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 肝臓の脂肪症、脂肪性肝炎、インシュリン耐性、損傷したグルコース寛容性、X症候群、異常な血小板機能、または異常な血管反応性からなる群より選択される状態を処置またはそれらについての素因を減少させるための組成物であって、少なくとも1つの治療有効量のイソフラボノイドを含む、組成物。

【請求項2】 前記イソフラボノイドがダイズに由来する、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】 前記イソフラボノイドが、ダイズタンパク質のイソフラボンを多く含む画分中に含まれる、請求項1に記載の組成物。

【請求項4】 前記イソフラボノイドが、ゲニステイン、ゲニスチン、6'，'-O-マロニルゲニスチン、6'，'-O-アセチルゲニスチン；ダイドゼイン、ダイドジン、6'，'-O-マロニルダイドジン、6'，'-O-アセチルゲニスチン；グリシテイン、グリシチン、6'，'-O-マロニルグリシチン、6'，'-O-アセチルグリシチン、B i o c

h a n i n A、またはホルモノネチンを含有している化合物の少なくとも1つである、請求項1に記載の組成物。

【請求項5】 前記イソフラボノイドがダイズタンパク質と組合せての投与に適している、請求項1に記載の組成物。

【請求項6】 前記ダイズタンパク質がダイズタンパク質単離物である、請求項5に記載の組成物。

【請求項7】 前記ダイズタンパク質がダイズタンパク質濃縮物である、請求項5に記載の組成物。

【請求項8】 前記イソフラボンを多く含む画分が、ダイズタンパク質と組合せての投与に適している、請求項3に記載の組成物。

【請求項9】 前記ダイズタンパク質がダイズタンパク質単離物である、請求項8に記載の組成物。

【請求項10】 前記ダイズタンパク質がダイズタンパク質濃縮物である、請求項8に記載の組成物。

【請求項11】 前記イソフラボノイドが、ダイズタンパク質以外の少なくとも1つの食餌療法用の成分またはサプリメントと組合せての投与に適している、請求項1に記載の組成物。

【請求項12】 前記イソフラボンを多く含む画分が、ダイズタンパク質以外の少なくとも1つの食餌療法用の成分またはサプリメントと組合せての投与に適している、請求項3に記載の組成物。

【請求項13】 前記イソフラボンを多く含む画分が、サポニン、レシチン、フェノール酸、トリプシンインヒビター、フィトステロール、ペプチド、およびオリゴサッカライドからなる群より選択される少なくとも1つの成分を含有している、請求項3に記載の組成物。

【請求項14】 肝臓の脂肪症、脂肪性肝炎、インシュリン耐性、損傷したグルコース寛容性、X症候群、異常な血小板機能、または異常な血管反応性からなる群より選択される状態を処置またはそれらの状態に対する素因を減少させるための組成物であって、サポニン、レシチン、フェノール酸、トリプシンインヒビター、フィトステロール、ペプチド、およびオリゴサッカライドからなる群より選択される少なくとも1つのイソフラボンを多く含む画分の成分の治療有効量を含む、組成物。